構造等の基準

政令第７条第14号ロ（安定型最終処分場）

|  |
| --- |
| 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下、「省令」という） |
| 構造等の基準 | 計画 |
| 省令第２条第１項（省令第１条第１項第３号）地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合においては、適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。 |  |
| 省令第２条第１項第１号入口の見やすい箇所に、様式第二により産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。 |  |
| 省令第２条第１項第３号（省令第１条第１項第４号）埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備であつて、次の要件を備えたもの(以下「擁壁等」という。)が設けられていること。省令第１条第１項第４号　イ　自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。 |  |
| 省令第１条第１項第４号　ロ埋め立てる産業廃棄物、地表水、下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。 |  |
| 省令第２条第１項第３号　イ埋立地の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲い(次項第２号トの規定により閉鎖された埋立地については、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備)が設けられていること。 |  |
| 省令第２条第１項第３号　ロ擁壁等の安定を保持するため必要と認められる場合においては、埋立地の内部の雨水等を排出することができる設備が設けられていること。 |  |
| 省令第２条第１項第３号　ハ埋め立てられた産業廃棄物への安定型産業廃棄物(令第６条第１第３号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。)以外の廃棄物の付着又は混入の有無を確認するための水質検査に用いる浸透水(安定型産業廃棄物の層を通過した雨水等をいう。以下同じ。)を埋立地から採取することができる設備(以下「採取設備」という。)が設けられていること。 |  |

|  |
| --- |
| 静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準 |
| 第４(１)囲い等　ア　一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下、「省令」という。）第２条第１項第２号イ、同項第３号イ及び同項第４号の規定によりその規定の例によるとされる省令第１条第１項第１号に規定する囲いは、高さ1.5m以上の耐久性を有する亜鉛引鉄板、有刺鉄線等とすること。なお、有刺鉄線の場合は張り間隔を30cm以下とすること。 |  |
| 第４(１)囲い等　イ出入り口は原則として１か所とし、門扉は周囲の囲いと同等又はこれ以上の構造を有し、施錠できるものとすること。 |  |
| 第４(２)立札等可燃性の廃棄物を埋立処分する場合には、赤色で火気注意の旨を立札等により表示すること。 |  |
| 第４(３)地滑り防止工・沈下防止工　ア最終処分場をやむを得ず傾斜地、崖地等に設置しようとする場合には地滑りの有無に、軟弱地盤等に設置しようとする場合には沈下の有無に特に注意を払って検討し、地質上の安全性の確認を行うこと。 |  |
| 第４(３)地滑り防止工・沈下防止工　イ最終処分場の地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合には、十分な地盤支持力等が得られる防止工法を採用すること。 |  |
| 第４(４)貯留構造物（擁壁等）　ア省令第２条第１項第２号ロに規定する外周仕切設備並びに省令第３号及び第４号の規定によりその規定の例によるとされる省令第１条第１項第４号に規定する擁壁等の構造耐力上の安全性を確認するため、次に掲げる事項の検討を行うこと。(ア)　コンクリート擁壁の設計ａ　転倒、滑動に対する安定計算ｂ　地盤許容支持力に対する安定計算ｃ　その他必要な安定検討(イ)　土えん堤の設計ａ　基礎地盤及び使用土質の安定検討ｂ　形状（法面、高さ、堤頂部等）の安定検討ｃ　その他必要な安定検討 |  |
| 第４(４)貯留構造物（擁壁等）　イアに規定する外周仕切設備及び擁壁等に使用される材料がコンクリートである場合には、酸、塩類、海水、油類等によって腐食することのないよう、外周仕切設備及び擁壁等の表面コーティングやライニング施工等の措置を講じること。 |  |
| 第４(５)地表水集排水設備　ア埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備（以下「地表水集排水設備」という。）が設けられていること。 |  |
| 第４(５)地表水集排水設備　イ埋立地外流水域を含んだ水路が埋立地内を通過する場合には、埋立地の周囲に付替水路を設けること。 |  |
| 第４(５)地表水集排水設備　ウ地表水集排水設備及び付替水路は、原則として開渠とすること。 |  |
| 第４(５)地表水集排水設備　エ地表水集排水設備及び付替水路から地表水等を河川等に放流する場合は、河川管理者等と協議するとともに、地表水集排水設備の流末には必要に応じ調整池を設置すること。 |  |
| 第４(５)地表水集排水設備　オ地表水集排水設備及び付替水路の設計は、計画雨水量を算定し、これに対応した断面、勾配及び流速を検討の上流量を計算し、流下能力の安全性を考慮し行うこと。なお、計画雨水量及び流量は、原則として次式により算定すること。(ア)　計画雨水量の算定Ｑ＝１／360×Ｃ×Ｉ×ＡＱ：計画雨水量（㎥／sec）Ｃ：流出係数（0.5～1.0）Ｉ：降雨強度（mm／hr）Ａ：流域面積（ha）ただし、Ｉは静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱（昭和49年静岡県告示第1209号）の規定に準ずること。(イ)　水路の流量計算（マニングの式）Ｑ＝Ａ×ＶＶ＝１／ｎ×R2/3×Ｉ1/2Ｑ：流量（㎥／sec）Ａ：流水の断面積（㎡）Ｖ：流速（ｍ／sec）ｎ：粗度係数Ｒ：径深（ｍ）（＝Ａ／Ｐ）Ｐ：流水の潤辺長（ｍ）Ｉ：動水勾配（分数又は小数） |  |
| 第４(６)保安距離隣接地の安全確保のため、原則として道路、水路その他の工作物等の敷地と接する場合には５m以上、その他の場合には２m以上の距離を確保すること。ただし、現に利用されていない道路、水路その他公共施設又は工作物等の敷地と接する場合等にあっては、その距離を短縮できるものとする。 |  |
| 第４(７)崩壊防止　ア埋立地の切土及び盛土による崩壊を防止するため次の防災対策を講じること。地山の切土高は、原則として15m以内とし、土質及び切土高に応じ表-１に掲げる切土標準勾配以下とすること。 |  |
| 第４(７)崩壊防止　イ傾斜地等に埋め立てを行う場合の盛土高は、原則として15m以下とし（参考図-１）、盛土高が５m以内ごとに幅２m以上の小段を設けること。また、埋立後の法面勾配は、１：2.0以上の緩勾配とすること。 |  |
| 第４(７)崩壊防止　ウ埋め立て後の法面保護のため、原則として表-２に掲げる工法による法面保護工を施すとともに、雨水排除のための小段排水工及び縦排水工を設けること。 |  |
| 第４(８)その他の防災対策防災対策は、第４-（４）から（７）までに定めるもののほか、静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱に準ずること。 |  |
| 第４(９)基準高等の設定　ア埋立地の周囲には、廃棄物の埋立高及び最終覆土高が常に判別できる基準高を４か所以上設けること。 |  |
| 第４(９)基準高等の設定　イ基準高の設定は、地盤の安定した位置を選定するとともに、耐久性を有する構造のものとすること。 |  |
| 第４(９)基準高等の設定　ウ切土又は盛土勾配が判る丁張を設けること。 |  |
| 第４(10)区域杭　ア最終処分場及び埋立地の区域を明確にするために、原則として各変化点ごとに区域杭を設置すること。 |  |
| 第４(10)区域杭　イ区域杭は境界標杭（60mm×60mm×600mm）とし、頭頂部分は赤色とすること。 |  |
| 第４(11)搬入路等　ア既存の搬入路を使用する場合は、必要に応じ、搬入路の拡幅、退避場所等の設置を行い、車両の通行に支障のないものとすること。 |  |
| 第４(11)搬入路等　イ搬入路は必要に応じ、砂利等の敷込み又は舗装を行うこと。 |  |
| 第４(11)搬入路等　ウ搬入路を新設する場合の法面は、地質等を考慮した安全な勾配とすること。 |  |
| 第４(11)搬入路等　エ認定道路への取付けにあたっては、道路管理者と協議を行うこと。 |  |
| 第４(11)搬入路等　オ最終処分場内の通行路は、車両の通行及び遮水工等に支障のないものとすること。 |  |
| 第４(12)消火設備最終処分場内には、原則として消火用ポンプ、貯水槽その他の防火設備を設けること。 |  |
| 第４(13)管理棟最終処分場の設置及び維持管理を行うため、必要に応じ最終処分場区域内に仮設の管理棟又はこれに準ずるものを設置すること。 |  |
| 第４(14)覆土用土砂等置場原則として最終処分場内に覆土用土砂等置場を設けること。 |  |
| 第４(15)埋め立て後の措置埋立地は、最終覆土終了後、雨水等による浸食を防止するため、植栽等の措置を講ずること。 |  |
| 第５　２-(１)埋立地内の集排水設備埋立地が谷状をなしている場合等には、必要に応じ埋立地内の雨水等を速やかに排除するための集排水設備（多孔管等）を設けること。 |  |
| 第５　２-(２)その他の設備（１-（６）ア）必要に応じ、廃棄物の飛散防止用の設備を設けること。 |  |
| 第５　２-(２)その他の設備（１-（６）イ）必要に応じ、ねずみの生息、及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止するために駆除設備を設けること。 |  |